

令和6年度（2024年度）

事業計画書

社会福祉法人グロー（GLOW）

～生きることが光になる～

No	目次	ページ
1	法人事務局	1
2	法人企画局	5
3	養護老人ホームきぬがさ	7
4	老人ホームながはま	11
5	特別養護老人ホームふくら	17
6	ひのたに園	23
7	滋賀県立むれやま荘	26
8	滋賀県立信楽学園	28
9	東近江障害施設群	31
10	オープンスペースれがーと	36
11	滋賀県発達障害者支援センター	38
12	滋賀県地域生活定着支援センター	40
13	滋賀県高次脳機能障害支援センター	43

1. 法人事務局（総務部・福祉事業部）

持続可能な法人経営をします

- ・未実施のままとなっている、ひのたに園のキュービクル工事について、修繕計画を再考し、業者選定を行います。
- ・老朽化著しい信楽学園およびむれやま荘の新規指定管理期間中に修繕が必要と思われる個所を調査し、法人からの臨時的修繕支出が増加しないように随時、県と協議を重ねていきます。
- ・各施設からの月次決算報告で、稼働率や収支状況を情報整理し、PDCA サイクルに基づき、毎月の経営会議で迅速に経営の修正を行います。

ウェルビーイングを意識した人材が定着する環境をつくります

- ・ワークライフバランスの実現に向け、個別の事情に応じた柔軟な働き方を検討します。
- ・福祉・介護職員処遇改善加算等を活用し、毎月の手当額を増額するなど、定期昇給と併せて職員の賃金改善を図ります。
- ・育児・介護による職員の離職を防ぎ、誰もが可能な限り、仕事と家庭等を両立できるよう雇用環境の整備や育児・介護休業等の取得の促進など制度の周知を図ります。
- ・ヘルスマネジメントの増進を目的に、定期健康診断やストレスチェックと連携したフォロー体制の構築を目指します。
- ・研修センターと連携し、若手職員等を対象に、自由な雰囲気職員交流会を定期的に行い横のつながりを深めます。（若手職員交流会等）

積極的な情報発信による人材確保に取り組みます

- ・計画的に新卒一括採用を進めるとともに、年度途中の採用や募集要件等の緩和を含めた幅広い採用について検討します。
- ・福祉分野に限らず各種の就職フェア等に積極的に参加し、キャリア採用や他分野からの求職者に対するアプローチを行います。
- ・求職者に対して個別に施設見学等の対応をすることで、入職に係る不安解消（内定辞退）や採用後のミスマッチ（早期退職）が起こらないよう採用前の丁寧な情報提供に努めます。
- ・ホームページの随時更新、Instagram、就活サイト（マイナビ新卒等）等の活用により、法人の魅力や福祉の仕事についての発信を継続的に行います。
- ・所属長の推薦による非正規職員から正規職員への積極的な登用を進めます。（年 2 回の登用試験の実施）
- ・定年退職者の継続雇用を促進し、培われた経験とノウハウを事業運営に活かします。

コンプライアンスの推進を図ります

- ・ハラスメントの相談対応に加え、相談体制マニュアルの整備、周知、啓発、相談体制の強化など、ハラスメントのない職場づくりに向けた環境の整備を継続して行います。

- ・ハラスメント防止に関する取り組みのアンケートを実施し、その取り組みの検証を行うことで、今後の働きやすい職場づくりの検討材料とします。
- ・法人としてのコンプライアンスのさらなる強化に向けて、法令・法人諸規定等の遵守はもとより、社会規範・社会的良識に即した誠実かつ公正な事業を推進します。

法人の収支差額率の目標を定め、達成します

項目	事業活動による収入額等(単位:千円)
収支差額率	▲4.0%
事業活動収支	▲105,577千円
資金収支	▲22,452千円

収入目標を達成します

- ・事業ごとの収入額を全国平均等と比較、また報酬体系に即した運営や加算の取得状況を把握することで収入の適正化をはかります。

人件費の適正化をはかります

- ・各施設の収支状況等を勘案しながら、それに見合う配置人数の合意形成をはかります。
- ・現状の人件費や職員構成を分析し、今後の人件費見込みについての検討を継続して行います。

事業費の節減

- ・水道光熱使用量を削減するため、毎月報告と定期的に情報を共有します。
- ・物価高騰、燃料費高騰等の支援金確保に努めるとともに、稼働状況に応じた事業費の支出に努めます。

福祉事業の運営をサポートします

法人内 BCP (Business Continuity Plan/事業継続計画) を整備します

- ・各施設および事業所によるBCPの策定、職員に対する周知、研修および訓練について、必要に応じて見直しおよび整備を支援します。
- ・感染症蔓延時および災害時における応援体制(支援職員および専門職種)について再考し、施設長会議を活用してとりまとめます。
- ・これらについて各施設等リスクマネージャーが参画するリスクマネジメント委員会において共有・検討します。

ICT(Information and Communication Technology/情報通信技術)環境を整備します

- ・法人内に複数名 ICT 担当者を設置し、各施設の ICT 環境の整備や活性化を目的に定期的に情報交換を行います。
- ・法人ホームページのリニューアルを行います。

- ・令和 6 年度中に地域限定職員へのグリーンアカウント配布、次年度に向けた短時間雇用職員へのグリーン利用方法(アカウントの取扱い)についての条件整理を行います。
- ・ケアコラボ導入、活用への支援を行うとともに、その他の記録ソフトを活用する事業所との共通化(記録のポイントなど)を支援します。
- ・介護ロボ等の調査、導入に向けた検討について、検討委員会を設置して情報収集および導入計画を作成します。
- ・勤怠管理や給与計算といった事務業務の DX 化についての情報収集を行い、導入に向けての整理検討を行います。

人材育成計画に沿った研修事業を通して人材育成の充実を図ります(研修センター)

- ・グローバル人材育成計画について、方針の見直し、各研修の位置づけやあり方等、第3版改定に向け委員会を設置して検討します。
- ・各施設等から研修企画委員を募り、職階別研修および選択研修の企画・運営、各施設等で行う人材育成や研修と合わせて、法人全体の資質向上やスキルアップを図ります。
- ・「育てる人を育てる」視点で、内部講師を選定します。専門性を持つ職員、これから担う中堅職員、後進に伝える責任のある職責を担う職員に依頼します。外部講師については社会福祉に携わる専門職、分野に依らない経営者や識者等の活用を図ります。

社会福祉法人職員として学ぶべき必須の研修

法人に設置する委員会等と連携し、テーマを定め参集による集合研修のみならず、動画配信等オンデマンド形式でも学ぶことができるよう取り組みます。

テーマ	連携する委員会
ハラスメント防止研修	: コンプライアンス推進室/ハラスメント対策委員会
部落差別から学ぶ人権研修	: 人権教育推進委員会
権利擁護研修	: 権利擁護・虐待防止委員会

職階別研修(必修研修)

共通課題に基づくテーマと実践に役立つテーマを組み合わせ、職階ごとに実施します。研修の効果や意欲を高めるため、隣接する上位職階の研修を受講できるよう配慮します。一般職は年次および経験に応じ、スタートアップ・フォローアップ研修を実施します。

職階(受講可能な職階)	共通テーマ(例)	実践テーマ(例)
地域限定職員 短時間雇用職員 一般職	・多様な働き方 ・チームで遂行する仕事	・先輩・実践者から学ぶ ・チームワークを発揮する
1年目および途中入職者 (スタートアップ)	・キャリアのスタートによせて ・仕事の基本	・報連相による業務改善 ・リスクマネジメント
2年目および3年目 (フォローアップ)	・後輩を持つことの自覚 ・初心に帰って仕事の基本	・部下の育成と訓練 ・人の心理と行動
4年目以上(および経験者) 中等職(および一般職)	・先輩としての自己/後進育成 ・チームで遂行する仕事	・管理者の四つの立場

副主任職(および中等職)	・困難事例に向き合う心構え	・リーダーシップ
主任職(および副主任職)	・高難度業務とキャリアアップ	・マネジメントスキル
指導職(および主任職)	・部下の育成とリーダーシップ	・BMC(バイシック・マネジメント・コース)プログラム
監督職(および主任職)	・施設を担うリーダーシップ	
管理職(および監督職)	・施設・法人経営と人材育成	

選択研修(専門研修)

各専門分野について、各施設および職員の希望を考慮して、研修を企画し開講します。

開講テーマ(例)

・高齢者介護	・認知症	・フレイル予防
・ケアプラン作成	・個別支援計画作成	・相談支援
・アセスメント	・行動分析	・疾病(てんかん等)
・アサーション	・アンガーマネジメント	・ライフキャリアデザイン
・発達障害	・高次脳機能障害	・精神障害

各地域における相談支援体制の充実・強化に向けた滋賀県障害者自立支援協議会の運営および地域支援体制強化事業を効果的に実施します(滋賀県障害者自立支援協議会)

- ・県事業である滋賀県障害者自立支援協議会の受託運営を継続し、各種会議、委員会の運営および、各種研修の運営を県内関係機関と連携し実施します。
- ・あわせて各圏域に配置されている県相談支援体制整備アドバイザーをはじめとする県内関係機関との連携、各キーパーソンの協力を得て、各圏域における地域力の向上や障害福祉事業を担う人材の育成を効果的に実施します。

甲賀圏域における障害のある人への支援体制強化に向けた基幹相談支援センターの運営を効果的に実施します。(甲賀市・湖南市障がい者基幹相談支援センター)

- ・甲賀市・湖南市から受託している基幹相談支援センター事業の運営を担い、圏域内の相談支援事業所等への支援を通して相談支援体制の充実を図ります。
- ・また、地域自立支援協議会(甲賀地域サービス調整会議)の事務局として、社会資源の充実や支援スキルの向上等の支援体制全体の整備に向けた協議が効果的に行われる場づくりに取り組みます。

2. 法人企画局（地域共生部）

1. 法人企画局及び地域共生部の組織改編について

令和 5 年度に新設した法人企画局においては、2025 年大阪・関西万博に向けた「日本博」事業等の取り組みを中心に、一般社団法人全国手をつなぐ育成会連合会や全都道府県が加盟する「障がい者の文化芸術を推進する知事連盟」等と連携・調整を図りながら、障害者の文化芸術活動を推進し国内外への発信に取り組んでいる。令和 5 年度は、「2025 大阪・関西万博に向けた文化芸術ユニバーサル・ツーリズムプロジェクト」の企画制作に従事するほか、万博に向けた開催準備を文化庁や日本芸術文化振興会、国際博覧会協会等と行っている。

令和 6 年度、7 年度の 2 カ年にわたっては、大阪・関西万博を契機とした「2025 年障害者の文化芸術国際フェスティバル」の開催を予定し、万博会場において、障害者の美術作品展示、舞台芸術公演、国際フォーラム等の開催、あわせて、全国津々浦々でフェスティバル展開を図り、万博をゲートウェイにした文化芸術ユニバーサル・ツーリズムの完成を目指しているところである。また、滋賀県では同年に国スポ・障スポが開催され、障害者の文化芸術活動の分野においても、文化プログラム展開が期待されているところである。

こうした中、2024 年度はボーダレス・アートミュージアム NO-MA が開館 20 周年を迎える。NO-MA 開館 20 周年企画展や長年継続実施している糸賀一雄記念賞音楽祭等を国スポ・障スポや大阪・関西万博での事業展開とあわせて行うことにより、これまでグローが行ってきた実践の成果を県内外、国内外に広く周知し、共生社会の実現に向けた取り組みとして推進したいと考える。

上記事業の推進体制の強化を図る必要があるため、現在の法人事務局地域共生部を、法人企画局に組織する改変を行い、2025 年大阪・関西万博及び国スポ・障スポ滋賀大会担当部署を地域共生部に創設する。あわせて、企画局が実施してきた取組の一部を地域共生部が行う事業に統合する。

2. 基本方針

障害のあるなしに関わらず誰もが自らの意思により地域において豊かな生活を営める共生社会の実現を目標として、文化芸術活動を通して見える様々なハンディに対してアプローチを行い、その発信を通じて自己実現の機会を創出する。

3. 事業内容

(1) 社会的価値の醸成と発信

① 障害理解や心のバリアフリーの推進

- ・ボーダレス・アートミュージアム NO-MA を拠点として、障害の有無や国籍に関わらない多様な人々や地域の人々との協働による文化活動を通して、地域における緩やかなつながりの再発見や新たなつながりの創造に取り組む。
- ・NO-MA開館 20 周年を迎えるにあたり、これまでの展覧会や調査研究の成果を、20 周年企画展及びこれまで行ってきた作品調査研究を総括する資料作成に取り組む。
- ・糸賀一雄記念賞音楽祭の開催を通して、地域で活動する障害のある人とない人の協働による音楽活動を促進するとともに、多くの人に鑑賞してもらえる成果発表の機会を企画運営する。
- ・2025 年大阪・関西万博、国スポ・障スポ滋賀大会を契機とした「障害者の文化芸術国際フェスティバル」等の事業展開(新規)を図る。

② 社会生活におけるアクセシビリティの向上

- ・「障害児・者等の文化芸術による共生社会づくり研究事業(新規)」
県内において障害児入所施設(信楽学園)の子どもやフリースクールに通う子どもなどを対象に、文化芸術・表現活動ワークショップ等を県内で展開し調査・研究する、障害児・者等の文化芸術による共生社会づくり研究事業を新たに取り組む。
- ・盲ろうや視覚障害の当事者等と連携し、文化活動を通して社会参加を促進する実践と研究を行う。
- ・芸術文化支援センター事業の強化を図り、県内の文化施設等と協働して鑑賞サポートの必要性の理解を深め、文化芸術における合理的配慮の提供を推進すること、加えて県内で障害のある人の芸術文化活動を支える人材を育成に取り組む。

③ 民間事業者等との協働によるプロジェクトの実施

民間事業者等への働きかけを通じて、法人内外において、福祉分野の事業活性につながるプロジェクトの実施・協働、また県内の地域共生社会づくりの推進に寄与できる仕組みの創設等に取り組む。

※社会福祉法人グロー 円卓会議の運営

上記①～③の事業を推進していくために、法人の理事、評議員及び委嘱ディレクターや外部有識者等の参加による円卓会議を開催し、事業計画の検討及び事業の評価を行う。

(2) 取り組みの効果・効率の向上と人材の育成について

- ・法人の福祉事業から見える諸課題に対して、芸術文化事業や鑑賞等サポート事業を通して培った知識や技術を活かし、チームによる業務執行を行う。
- ・各職員が自らの担当する事業の魅力や法人の内外で発信する機会を確保する。(年度内1回以上)

3. 養護老人ホームきぬがさ

《きぬがさ基本方針》

1. 自己実現に向けた支援を提供します。
2. セーフティーネットを担う施設としての機能強化に取り組みます。
3. 地域に身近な存在となり地域貢献に取り組みます。

① ICF の理念(利用者視点に立った支援)

項 目	具体的な取り組み
ICF の導入(新たな日中活動の取り組み)	<p>○グループ化の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1 階を特定施設、2 階を養護施設として利用者の特性に合わせた支援を行います。 ・個別性を重視しひとり一人に合ったケアを提供します。 ・記録ソフトを活用して多職種で情報を共有し利用者を中心にしたチームケアを実現します。 ・利用者と一緒に新しい行事を企画します。 ・生活リハビリを通じて身体機能が維持できるように援助します。 ・支援内容についてプロジェクトチーム(業務スケジュール・排泄・入浴・記録・医務・ポジショニング)で検討を行います。 ・入所前訪問やカンファレンスに各職種より参加し課題を共有します。 ・家庭的な食事を提供します。 <p>○他施設との交流</p> <ul style="list-style-type: none"> ・組みひもを習う等、他施設と交流する機会を設けます。
美の追求	<ul style="list-style-type: none"> ・施設的环境「美」を利用者・職員協働で整えます。
さん付け運動	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者も職員も「さん」付けで呼ぶことで人権尊重を意識します。 ・人権研修を年 2 回実施します。
社会復帰及び社会参加	<ul style="list-style-type: none"> ・措置権者と協働で利用者の地域移行を進めます。 ・自身で食事作りができるように料理支援を行います。 ・地域のイベントに参加し交流ができるように支援します。 ・地域資源を活用して利用者の個別ニーズに応えます。

サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者満足度調査の実施(2回/年) 6月・2月 ・嗜好調査の実施(2回/年) ・自己評価の実施(1回/年)
---------	--

② 地域貢献事業の強化

項目	具体的な取り組み
訪問介護事業のあり方	<ul style="list-style-type: none"> ・地域高齢者が可能な限り住み慣れた地域での暮らしを継続するためのお手伝いを行います。併せて、施設職員が訪問介護員として定期的に実践を積むことで在宅介護の理解と接遇の向上を図ります。
地域との協働	<ul style="list-style-type: none"> ○五個荘地区との防災及び地域福祉の構築 ・五個荘地区で開催される定期的な地域会議へ参加します。 (ごかしょう安心サポート委員会、五個荘住民福祉会議 てんびん倶楽部、五個荘川並町防災連絡会議) ・てんびんの里みなみ子ども食堂を月1回(冬季休止)結神社で開催します。 ・出前講座等へ講師を派遣します。 ・災害時等の福祉避難場所としての活用を図ります。 ○地域の福祉拠点(AED、備蓄品等) ・所有する災害等対策物資の活用を周知します。

③ 人材確保・人材育成(1番働きたい施設づくり)

項目	具体的な取り組み
誰もが声を出しやすい 職場環境	<ul style="list-style-type: none"> ・職員アンケートを実施します。 ・職員個々の経験や考えを尊重しチームワークを高めます。 ・支援内容についてプロジェクトチームで検討を行います。 ・記録ソフトを活用して業務の効率化を図ります。
研修の充実や参加及び 資格取得しやすい環境	<ul style="list-style-type: none"> ・自身のキャリア形成に繋がる外部研修を年1回以上受講し復命研修を行います。 ・認知症介護実践者研修(1名以上) ・介護支援専門員、介護福祉士資格取得(1名以上) ・自主勉強会を支援します。 ・職場内実践発表会を開催します。

<p>ノーリフティングケア 宣言の導入</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ノーリフティングマネジメント研修を実施します。 ・リハビリ機器の導入を検討します。 ・福祉用具の導入を検討します。 ・腰痛予防体操を毎朝ミーティング時に実施します。 ・朝のラジオ体操参加率を高めます。
<p>看取り学(看取り士) の導入</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・住み慣れた場所(きぬがさ及び在宅)で、自然で幸せな最期を迎えられるために、旅立つ利用者の「心」「魂」に寄り添い、本人の思いや愛を受けとめられる人材づくりに努めます。 ・終末期をどのように過ごすかを一緒に考えます。 ・本人の人生をひもとき支援のヒントにします。
<p>基礎的な接遇と 介護技の普遍化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・接遇研修を実施します。 ・支援内容についてプロジェクトチームで検討を行います。 ・実技を交えた勉強会を行い介護技術の向上を目指します。 ・認知症利用者が増加する中で、その対応が円滑に行えるよう 認知症実践者研修等への参加を推奨します。 ・認知症の人の尊厳を守るため資格を有さない介護職員は認知症介護基礎研修を受講します。

④ グローで1番〇〇職場(施設)になるため

項 目	具体的な取り組み
<p>働いて良かったと 思える施設づくり</p>	<p>次の項目について職員毎に個人目標を立て達成に向けた支援を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・何事もチャレンジできる ・成長できる ・働いて良かったと思える ・施設らしくない取組み

⑤ 高齢3施設の共働

項 目	具体的な取り組み
<p>災害時の連携</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・3施設協働 BCP 計画に基づく具体的連携内容の構築 各施設で作成した協働部分を含んだ BCP 計画を基に、高齢3施設で協力し合う具体的内容を検討し進めます。

災害時に備えた体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・平常時における事業所間の交流 <p>平常時より研修も含め、職員の交流促進を図ると共に、お互いの施設環境の理解や業務等が少しでも把握できる体制を構築することで万一の際に備えられる体制を整えます。</p>
高齢施設における支援力の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢3施設で研修を企画する。 <p>特養にも養護にも必要とされる介護技術・相談援助等を習得し、高齢者支援における総合的な支援力を高めます。</p>

⑥ 安定経営の継続

項 目		具体的な取り組み	
事 業		事業活動による収入額 (単位:千円)	利用者(稼働率) サービス提供時間
介護 保険	特定施設	171,460	<ul style="list-style-type: none"> ・平均特定利用者数57名/日 ・平均要介護度3.3
	訪問介護	5,107	<ul style="list-style-type: none"> ・月平均100時間
老人 福祉	養 護	208,254	<ul style="list-style-type: none"> ・月初人数90%、稼働率85%
	生活管理指導短期宿泊	3,978	<ul style="list-style-type: none"> ・利用日数730日
事業継続 (感染症および災害)		<ul style="list-style-type: none"> ・自然災害、感染症災害等、各災害に対しても、利用者への必要なサービスが安定的・継続的に提供される体制を整えるため、BCP計画の点検・更新を行います。 ・各災害における安定的且つ継続的な事業運営が図れるよう、平常時から職員への災害マニュアルやBCP計画の周知ならびに訓練を行います。 	
契約入所の活用		<ul style="list-style-type: none"> ・「養護老人ホームにおける契約入所及び地域における公益的な取組みの促進について」（令和元年7月2日厚生労働省老健局高齢者支援課長通知）により契約入所の情報発信を行います。 	
適正な職員配置		<ul style="list-style-type: none"> ・職員配置が整いしだい夜勤を2名体制にします。 ・新規職員が安心して業務を遂行出来るようOJTマニュアルやブラザーシスター制度等の活用により職員の心身の負担軽減に努めます。 	

4. 老人ホームながはま

《ながはま基本方針》 笑いと温もりのある生活の場を提供します。

養護老人ホームは基本的に、現在の環境(人的、住環境等)での生活が難しく、経済的にも課題がある65歳以上の高齢者が市町の措置によって入所されています。

食事サービスや機能訓練、その他の日常生活に必要なサービスを提供することにより、入所された方が自立した生活を送れるように支援します。

また、特定施設(一般型)は、要介護認定を受けた利用者と契約を結んだ上で、安心した生活を送れるよう介護サービスの提供を行います。

職員としてお互いを尊重し、共に成長できるチームを目指し、利用者の現状を把握し、一人ひとりの心に寄り添える支援を行うことで、利用者にも職員にも「笑う」力を見出せる施設に向け取り組みます。

《とよしま基本方針》 笑いと温もりのあるひとときを提供します。

利用者が住み慣れた地域、生活環境において、可能な限り在宅生活を継続していけるように、必要な日常生活上の援助および機能訓練を行います。

在宅生活を営まれていることで事業所における最新の感染予防策に万全を期しながら、利用者の生活環境の向上とより良いサービスの提供に努め、利用者の「笑い」を見出しながら、在宅生活が継続できるよう支援に取り組みます。

1. 利用者の夢の実現に向けた取り組みを行います

項目	取り組み内容
利用者参加型のサービス計画の実現	ながはま ・利用者と一緒に行事の企画、準備を行い、利用者にも各行事に向けた活動意欲を持って頂く。 ・本人の人生を紐とぎ、終末期をどのように過ごすかを一緒に考えケアが図れるよう支援します。 ・利用者のカンファレンスを適宜実施するとともに、PDCA サイクルに順じたケアを進めます。 ・個々のニーズに応じた個別支援を実施します。 ・利用者の身体状況に応じた食事提供を行うとともに、喜ばれる食事提供を進めます。

	<p>とよしま</p> <ul style="list-style-type: none"> ・季節の行事や日中活動を計画実施することで楽しく一日を過ごしていただきます。 ・送迎時の利用者の安全管理を徹底し、無事故無違反は勿論のこと、ゆとりを持った車両運転に努めます。 ・利用者お一人お一人の得意なことや好きなことを生かせるレクリエーション活動を取り入れ、また、社会資源を活用した屋外行事を通して、利用者の社会参加の機会を増やし、在宅生活を続けるため、生活の改善を目指します。
<p>職員の熱意と能力の向上に向けた取り組み (ながはま・とよしま)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・自身のキャリア形成に繋がる外部研修を年1回以上受講し復命研修を行います。 ・緊急時(医療面・環境面・災害時等)における体制を更に強化し、意識の向上を図ります。 ・利用者の異常にいち早く気付けるよう観察ポイントの要点をまとめ、安心したケアを図れるようにします。 ・職員の疑問や興味のあることをテーマにした勉強会を随時開催し能力向上を図ります。 ・職場内実践発表会を開催します。 ・職員の気づきを大切に捉え、ヒヤリ・ハット報告や事故報告の内容を共有し、原因等を究明し対策を行います。 ・4S(整理・整頓・清潔・清掃)活動を推進し、3M(ムリ・ムダ・ムラ)の削減と施設内外の美化を図り、効率的な業務推進による時間外労働の削減、施設利用者及び職員等の事故防止、経費の削減に取り組みます。 ・職員の就業意欲や能力が発揮できる環境づくりに、年次有給休暇取得日数の促進を目標に、働きやすい職場の実現に努めます。
<p>地域での生活が(継続)出来る取り組み</p>	<p>ながはま</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者個々における機能(残存)を適切に見極め、発揮できる計画の立案を行いケアを進めます。 ・措置権者と協働で利用者の地域移行を進めることを検討します。 ・地域資源を活用して利用者の個別ニーズに応えます。

	<p>とよしま</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日常生活機能の維持、低下予防のため、「できる事は自身で行う」ことで、身体機能の維持に努めます。 ・最適な入浴サービスを追求します。 ・ケアマネや他事業所との連携を行い在宅生活を支えます。
--	--

2. 地域との共生社会に向けた取り組みを行います

項目	取り組み内容
社会貢献事業の Re-Start	<ul style="list-style-type: none"> ・仕事にきゅんせ 施設内だけに止まらず、湖北エリア全域に若年認知症、軽度認知症の方をはじめ様々な障害のある方を受け入れ、簡単な内職作業を行います。作業を通し、適切なアドバイスや次のサービスへの橋渡し等、若年認知症に対する理解を深めます。 ・ながはま子ども食堂 地域ぐるみで子どもを大事にする垣根のない居場所として、一緒にご飯を作り、食べたり遊んだり、宿題をする等、子どもが安心して過ごすことが出来る場所を提供します。 ・自立準備ホーム 緊急的住居確保・自立支援対策において自立準備ホームを設置し、定着支援センターと情報を共有しながら要望があった時はスムーズに受け入れる体制をとります。
困難生活課題を抱える高齢者への契約入所支援	<ul style="list-style-type: none"> ・契約入所の情報発信 「養護老人ホームにおける契約入所及び地域における公益的な取組みの促進について」(令和元年7月2日厚生労働省老健局高齢者支援課長通知)により契約による入所を行います。施設の利用状況に応じ契約入所が可能な時は、各市町へ契約入所対応の説明とともに利用促進を行います。

3. 高齢3施設の共働を目指します

項目	取り組み内容
災害時の連携	<ul style="list-style-type: none"> ・3施設協働 BCP 計画に基づく具体的連携内容の構築 各施設で作成した BCP 計画を基に、高齢3施設で協力し合える体制に関する具体的内容を検討します。

災害時に備えた体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・平常時における事業所間の交流 <p>平常時より研修も含め、職員の交流促進を図ると共に、お互いの施設環境の理解や業務の把握が少しでも把握出来る体制を構築することで、万一の際に備える体制を整えます。</p>
高齢者施設における支援力の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢3施設で研修を企画する <p>特養にも養護にも必要とされる介護技術・相談援助等を習得し、高齢者支援における総合的な支援力を高めます。</p>

4. 安定した施設運営を行います

項目	取り組み内容										
数値目標	<ul style="list-style-type: none"> ・稼働率の設定(入所 90 名定員・通所 15 名定員) <table border="1"> <tr> <td>入所(入院者含)</td> <td>90.0%</td> </tr> <tr> <td>入所(入院者除く)</td> <td>86.0%</td> </tr> <tr> <td>通所</td> <td>76.0%</td> </tr> <tr> <td>特定契約者数</td> <td>36人</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・電気・水道・ガス使用量の削減 <table border="1"> <tr> <td>削減率(前年比)</td> <td>▲1.0%</td> </tr> </table>	入所(入院者含)	90.0%	入所(入院者除く)	86.0%	通所	76.0%	特定契約者数	36人	削減率(前年比)	▲1.0%
入所(入院者含)	90.0%										
入所(入院者除く)	86.0%										
通所	76.0%										
特定契約者数	36人										
削減率(前年比)	▲1.0%										
人材確保	<p>OJT 研修の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・働きやすさの視点ならびに新規職員の業務がスムーズに遂行出来るよう、「OJTマニュアル」を作成しマニュアルの見直しなどを行うとともに、ブラザーシスター制度の活用により職員の業務教育や離職の防止を図ります。 ・勉強会等で養護の役割を学び理解することで、支援者としての意識を持てるよう進めます。 ・職員一人一人が個人目標を設け、達成できるよう定期的な面談を行います。 										
専門性の高いケアの実現	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症ケア <p>認知症利用者が増加する中で、その対応が円滑に行えるよう「認知症実践者研修」等への参加を推奨し、ケアの構築を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・看取りケア <p>高齢化、重度化する中で、最後を迎えられる利用者の対応が円滑に図れるよう各研修による自己啓発や、都度のカンファレン</p>										

	<p>スを開催しその人らしい最後のケアが進められるよう対応を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資格取得の推進 <p>職員の自主的、自発的に自らの能力を高めるため、自己研鑽のための各資格取得に向けた促進を行います。</p>												
法令遵守	<ul style="list-style-type: none"> ・制度の理解 <p>日々の業務の根拠を正しく理解することで日々の業務の中こそ革新性があることを心に留め思考し議論し実践します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・必須研修(訓練) <table border="1"> <tr> <td>・身体拘束等の適正化</td> <td>・高齢者虐待防止</td> </tr> <tr> <td>・感染症及び食中毒の予防及びまん延防止</td> <td>・事故発生防止</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・事業継続に向けた訓練</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・必須委員会 <table border="1"> <tr> <td>・身体拘束適正化検討委員会</td> <td>・虐待防止検討委員会</td> </tr> <tr> <td>・感染症予防対策委員会</td> <td>・事故発生防止委員会</td> </tr> <tr> <td>・第三者委員会</td> <td>・安全衛生委員会</td> </tr> </table>	・身体拘束等の適正化	・高齢者虐待防止	・感染症及び食中毒の予防及びまん延防止	・事故発生防止		・事業継続に向けた訓練	・身体拘束適正化検討委員会	・虐待防止検討委員会	・感染症予防対策委員会	・事故発生防止委員会	・第三者委員会	・安全衛生委員会
・身体拘束等の適正化	・高齢者虐待防止												
・感染症及び食中毒の予防及びまん延防止	・事故発生防止												
	・事業継続に向けた訓練												
・身体拘束適正化検討委員会	・虐待防止検討委員会												
・感染症予防対策委員会	・事故発生防止委員会												
・第三者委員会	・安全衛生委員会												
災害時における事業継続	<ul style="list-style-type: none"> ・施設 BCP 計画 <p>自然災害、感染症災害等、各災害に対しても、利用者への必要なサービスが安定的・継続的に提供される体制を整えるため、BCP計画の点検・都度の更新を行います。</p> <p>災害時等マニュアルの見直しを図るとともに、事業継続に向けた訓練を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平常時の訓練 <p>各災害における安定的且つ継続的な事業運営が図れるよう、平常時から職員への災害マニュアルやBCP計画の周知ならびに訓練を行います。</p>												
職員の負担軽減に伴う機器等の導入	<ul style="list-style-type: none"> ・機器等の導入に向けた継続的な選定作業 <p>福祉機器展等の参加や各種情報から、職員の腰痛などの軽減に向けた機器の導入の検討を行い、必要となる機器については導入を進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ICT の活用 <p>間接的業務を軽減するために、勤怠管理ソフトの導入や日々の記録(ケアコラボ)等の情報共有が図れるよう進めます。</p>												

5. ユニット化(利用者 2 分割)の検討を行います

項目	取り組み内容
ニーズに応じたケアの推進を図るための検討	・ニーズの調査 利用者の状況や能力に応じた支援の推進が適宜図れるよう利用者のニーズ調査を行うと共に環境設定の検討を行います。
職員配置の検討	・現状把握と課題検討 現状の支援業務の中での現状から課題点を洗い出し、ユニット対応に移行した際の職員配置の検討を継続して行います。
支援業務の改善検討	・現状把握と課題検討 現状の利用者の状況を分析するとともに現状の課題を洗い出し、それぞれに応じたケアの推進が図れる体制の検討を継続して行います。

5. 特別養護老人ホームふくら

《ふくら基本方針》（5事業共通）

1. 利用者に快く、質の高いサービスを提供します。
2. 人材育成に力を注ぎ、専門性の向上を目指します。
3. 利用者の安全と人権を守ります。
4. 地域に根づいた、より身近な施設として貢献します。

① 入居時から看取りまで尊厳を大事にした「豊かなふくらケア」の実現

項目	具体的取り組み												
「利用者主体」を根幹としたケアの提供	<p>○ACP(人生会議)を根拠としたケアを実践します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・権利擁護の視点を持った支援(接遇)について、他者評価を実施して再構築します。 ・基本ケア委員会を中心として、ケアにおける意思確認の定着を図ります。 <p>○「ふくらサービス計画」の研修会を行い、多職種でのチームケアの実践に繋がります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ICTを進めながら、プランに基づいた支援が実施できるように取り組みます。 ・介護記録ソフトを用いて、プランに沿った記録ができるよう委員会を中心に取り組みます。 												
ふくらケアの6つのはしらの浸透と定着	<p>◎ ふくらケアの6つの柱</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>はしら 1</td> <td>【意向を聞き、おもてなしの心とするケアが支援となる】 …基本ケアを土台とし相手に寄り添う</td> </tr> <tr> <td>はしら 2</td> <td>【人生のリユックをひもとく】 …本人・その人を良く知る人に聞いた情報(寄り添いシート)から豊かな暮らしにつなげる</td> </tr> <tr> <td>はしら 3</td> <td>【本人が喜ばれるキーワードに沿ったケア】 …その人らしさを最期まで大切にする</td> </tr> <tr> <td>はしら 4</td> <td>【チームや多職種で支え合う】 …専門職が協力し合い支援する</td> </tr> <tr> <td>はしら 5</td> <td>【医療は暮らしの道具】 …暮らしを継続するために医療を使う</td> </tr> <tr> <td>はしら 6</td> <td>【振り返りを次の支援に活かす】 …その人を偲び気持を整理し次のケアに向き合う</td> </tr> </tbody> </table>	はしら 1	【意向を聞き、おもてなしの心とするケアが支援となる】 …基本ケアを土台とし相手に寄り添う	はしら 2	【人生のリユックをひもとく】 …本人・その人を良く知る人に聞いた情報(寄り添いシート)から豊かな暮らしにつなげる	はしら 3	【本人が喜ばれるキーワードに沿ったケア】 …その人らしさを最期まで大切にする	はしら 4	【チームや多職種で支え合う】 …専門職が協力し合い支援する	はしら 5	【医療は暮らしの道具】 …暮らしを継続するために医療を使う	はしら 6	【振り返りを次の支援に活かす】 …その人を偲び気持を整理し次のケアに向き合う
はしら 1	【意向を聞き、おもてなしの心とするケアが支援となる】 …基本ケアを土台とし相手に寄り添う												
はしら 2	【人生のリユックをひもとく】 …本人・その人を良く知る人に聞いた情報(寄り添いシート)から豊かな暮らしにつなげる												
はしら 3	【本人が喜ばれるキーワードに沿ったケア】 …その人らしさを最期まで大切にする												
はしら 4	【チームや多職種で支え合う】 …専門職が協力し合い支援する												
はしら 5	【医療は暮らしの道具】 …暮らしを継続するために医療を使う												
はしら 6	【振り返りを次の支援に活かす】 …その人を偲び気持を整理し次のケアに向き合う												

<p>ふくらケアの 6つのはしらの 浸透と定着</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「はしら1」から「はしら6」までの理解と実践を目的とした学習会を中堅職員が中心となり行います。 ・「6つのはしら」チェック表を更新しながら活用し、チームに働きかけ、サービス計画に基づいたケアの実践につなげます。 ・振り返りシートを更新しながら活用し、できたことは継続、できなかったことは分析し次のケアに活かせるようにします。
<p>サービスの質を 向上するための 取り組み</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ケアを振り返り、豊かな暮らしの継続を図ります。 <ul style="list-style-type: none"> ・自己評価 3.8/5.0 ・グループ評価 3.8/5.0 ・チーム(多職種)評価 3.8/5.0 ・看取り後の家族アンケートの実施 90/100(%) ・利用者、ご家族満足度アンケートの実施 4.2/5.0 ・嗜好調査の実施 4.2/5.0 ○基本ケア委員会を中心に、ケアの質の向上を目指します。 <ul style="list-style-type: none"> ・排泄ケアについて、おむつ(パッド)の見直しを含め快適に過ごしてもらえるよう実施します。 ○全介護職員が緊急時に対応できるように取り組みます <ul style="list-style-type: none"> ・医務室を中心として、マニュアルに沿って緊急時の対応訓練を実施します。 ○リスクマネジメント委員会を中心に事故防止に取り組みます。 <ul style="list-style-type: none"> ・フローチャート(事故レベル)を用いて家族の意向に沿った報告が出来るように取り組みます。 ○権利擁護の意識を高めます。 <ul style="list-style-type: none"> ・毎月1日に「気づきday」を設けます。 ・気づき報告書をグループ内で意見交換し深めながら実践に繋がります。 ○グループ毎に毎月の目標を設定・実践し評価します。 3.5/5.0

② 人材育成・人材確保

項目	具体的取り組み
<p>認知症ケアの 質の向上</p>	<p>○認知症の専門研修を受講し、一人ひとりのスキルアップを図ります。</p>

<p>認知症ケアの 質の向上</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症介護基礎研修 全新人職員受講 令和5年度末 31名受講済 ・認知症介護実践者研修 2名 令和5年度末19名受講済 ・認知症介護実践リーダー研修 1名 令和5年度末 8名受講済 ・認知症介護実践リーダー フォローアップ研修 (1名) 令和5年度末 1名受講済 ・認知症介護事例発表 1回
<p>支援員の 経験年数別 到達目標の明確化</p>	<p>○ふくらキャリアアップシステムに基づき、経験年数ごとの研修を行い、自身の到達点を明確にすることで、求められるスキルを身につけられるようにします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新人職員研修の実施 1回 ・2～4年目職員研修の実施 1回 ・リーダー研修の実施 1回 ・リーダー・サブリーダー合同研修 2回 ・教える側の職員の育成のための 研修会(介護技術) 1回 <p>○コーチング、ティーチング技術の向上を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外部研修、Web研修を受講します。
<p>介護技術の向上と 専門資格の 取得推進</p>	<p>○利用者にも職員にも安全・安心な介護を提供します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・正規・非正規生活支援員対象に介護技術研修の実施 1回 <p>○専門資格取得を推奨します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護福祉士 1名 ・介護支援専門員 1名 ・介護福祉士受験講座の開催(11月～1月) ・喀痰吸引指導看護師 1名
<p>外国人雇用の 導入検討、雇用</p>	<p>○法人と相談協力しながら雇用できるよう取り組みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受入れができるように指導者研修会の受講
<p>働きやすさと 働きがい</p>	<p>○各事業所の職場環境改善委員会の活動を通して働きやすい職場を目指します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎月の安全衛生委員会や職員目線でのヒヤリハットから、職員の声を反映し安全な職場環境を整備します。 ・職場環境改善委員会でアンケートを実施し、課題・問題点を抽出後、改善に向けて取り組みます。(強化目標:職員の健康管理につ

	いての取組をします。) ・リフレッシュ活動を開催します。
--	---------------------------------

③ 地域貢献事業

項目	具体的取り組み
出前講座「ふくら広場」の開催	内容はニーズに応じて柔軟に対応します 3回 ・フレイル予防、介護保険制度、認知症、看取りケアの実践紹介 人生会議(ACP)等について行います。 ・長浜市の学校教育への講師派遣 4回
福祉避難所としての役割を果たす	・長浜市一次福祉避難所連絡会議へ参加します。 ・長浜市福祉避難所設置・運営マニュアルを周知します。
地域のセーフティネット機能の強化	・市町からの措置を柔軟に受け入れます。 ・緊急ショートの入居柔軟に受け入れます。 ・地域包括支援センターと連携し、地域の福祉ニーズを把握します。

④ 事業の安定経営

項目	事業活動による収入額(単位:千円)	利用率(稼働率)
入所	361,886	98.7%
短期	29,063	108.0%
入所+短期	390,949	99.3%
通所(介護)	45,392	70.0%
通所(予防)	232	3.0%
居宅(介護)	11,614	97.0%
居宅(予防)	776	87.5%
さくら番場	33,903	72.0%
合計	482,866	

項目	具体的取り組み(いつ・どれだけ・どのように)
入所	・退居から入居までをできるだけ7日以内にします。 ・入所検討会に向け事前に上位者の所在確認を行い、決定後速やかに入所できるようにします。 ・措置入所を柔軟に受け入れます。

<p>短期</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平均登録者数35名以上を目標にします。 ・空床を速やかに稼働できるよう、ケアマネへのアプローチを積極的に行い、希望日数、頻度などを利用者毎に把握しておきます。 ・介護記録ソフトを有効に活用し、快く過ごしてもらえよう、ショート受け入れグループと医務室との情報を共有します。 ・緊急ショートを柔軟に受け入れます。
<p>入所+短期</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・入居と短期入所で86床の稼働を調整します。 ・入所の空床は、静養室を含め稼働します。
<p>通所 (介護・予防)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅の介護負担軽減を図り、在宅生活を継続してもらい予定通り利用していただけるよう対応します。 ・平均登録者数40名以上を目標にします。 ・ふくらデイの特徴と空き情報を含んだ広報誌を毎月発行しケアマネへ積極的にアプローチします。 ・介護度の高い方(重度者)の利用増に伴い、ニーズの高い特浴の調整を図り収入増を目指します。 ・利用者に対して、医療や介護知識(拘縮予防・栄養・排泄ケア等)を活かした基礎介護の充実を図ります。
<p>居宅 (介護・予防)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・情報機器の導入に伴い定員が80名となったことで、地域包括支援センター、病院の地域連携室との連携を深め、新規契約者の獲得に繋がります。 ・ケアマネ3人体制にし、特定事業所加算を算定します。 ・新規契約者数の獲得を進めていき、ふくら各サービスへつなげていきます。
<p>さくら番場</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平均登録者数20名を目標とし、利用日数増、長期利用で安定収入に繋がります。 ・新しいパンフレットを活用し、ケアのコンセプトをケアマネ、地域へ発信します。特に軽度者(要支援)の利用効果についてPRしていきます。 ・家族フォローを積極的に行い、在宅生活の継続の一役を担います。
<p>感染症ゼロ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・1ケア1消毒を含む標準予防策を徹底し、発生を防止する意識を高めます。 ・発生時には初期対応を適切に行い蔓延(クラスター)防止に努めます。

	・面会方法の緩和に伴い、一層外部からの持ち込みを抑える対応をします。(水際対応)
新規加算の算定	・介護報酬改正に伴い、算定できる加算を積極的に算定します。

⑤ 高齢3施設の共働

項目	具体的取り組み
災害時の連携	・3施設協働BCP計画に基づく具体的連携内容の構築 各施設で作成した協働部分を含んだBCP計画を基に、高齢3施設で協力しあう具体的内容を検討し進めます。
災害時に備えた体制作り	・平常時における事業所間の交流 平常時より研修も含め、職員の交流促進を図ると共にお互いの施設環境の理解や業務の把握が少しでも出来る体制を構築することで、万一の際に備える体制を整えます。
高齢施設における支援力の向上	・高齢3施設で研修を企画する。 特養にも養護にも必要とされる介護技術・相談技術等を習得し、高齢者支援における総合的な支援力を高めます。

⑥ ふくらの新築整備

コンセプトに基づき、法人事務局と協力して、新築検討委員会で進めていきます。

- ・ 再度、入所の定員および通所の地域密着型への変更を含めた事業の見直しを行います。
- ・ 竣工に向けタイムスケジュールを整理します。(大阪万博、能登半島地震の影響をみながら)
- ・ 設計事務所と協力しながら、基本設計の完成を目指します。

6. ひのたに園

0. 事業計画作成の背景(課題意識)

- ひのたに園が開設してから、53年が経過しました。この間、社会資源等の変化から、園を利用する利用者像も大きく変化しています。変化する利用者像に対応するために、園内での支援内容について変化と工夫が求められています。
- 既に世帯形態で1位となっている単独世帯の数が今後も急速に増えてくることが予測されていることから、法人内の事業所と連携しながら、居住支援の機能をさらに充実していきます。
- 令和6年4月からの生活保護法の改正による保護施設の制度改正を踏まえ、より効果的に支援が展開できる体制を構築します。

1. 利用者の状態像の変化に応じた支援

- ・就労支援の実施
これまでの実践を活かしつつ、「就労支援員」を配置し、就労訓練先の開拓や就労支援、定着支援を行います。(制度改正によって新たに設けられた加算事業)
- ・日中活動のバリエーション強化
これまで実施してきた「あぐりひのたに」「アトリエ・セラミカ」「ひのたに太鼓青龍」の取り組みが利用者の生きがいに繋がっている効果を踏まえ、利用者の興味、関心に沿った活動を設けることで、園内での生きがいを育むことを目指す。
- ・個別ニーズに沿った、外出付き添い支援についての実践と検討
個別の外出付き添いを行いその効果や必要な体制を検討します。
(※「この人にだけ個別外出支援を提供するわけにいかない」から
「この人には個別外出支援が必要なんで、個別支援として提供しよう」への変化)
- ・地域移行・施設移行プログラムの実践とケースカンファレンスの開催
新規入所者の個別支援計画立案時をはじめ、必要に応じてケースカンファレンスを実施します。
- ・「あれ？を形に委員会」の定期的な開催と、ルールや設備の見直し
管理者、権利擁護委員、リスクマネジメント委員、新任・着任職員が参画した標記委員会を定期的開催します。また、議論の経過を利用者に周知します。
- ・満足度調査、嗜好調査の実施(年2回 6月、11月)
6月と11月に満足度調査及び嗜好調査を実施します。調査の結果の公開を行うとともに「あれ？を形に委員会」による検討に活かします。
- ・多床室の個室化改修
現在23室ある個室を、プライバシー保護の観点から可能な限り増やす改修を行います。改修の時期や規模については、稼働率等を踏まえ検討します。

2. 「つどえば」を拠点とした地域交流促進

・つどえばを活用し、これまでひのたに園内もしくは社会復帰棟で実施していた以下の活動を行います。対象者もひのたに園の利用者に限定せず地域の方にも参加をよびかけます。

- ① 内職作業(週 5 日)
- ② アトリエ・セラミカ(月 2 回)
- ③ キッチンつどえば(子ども食堂)(月 1 回)

・利用者が制作した作品や商品等の展示販売

つどえば内に整備した販売スペースにより、利用者が制作した作品や野菜などを販売します。また、地域住民からおすそ分けしてもらった野菜なども販売し、町内の子ども食堂に分配する仕組みを検討します。

・バリアフリー演劇の開催を契機とした地域共生に向けたネットワークづくり

日野町内の関係機関との連携により、バリアフリー演劇をわたむきホール虹で開催する。その実施過程を通して、日野町内での重層的支援体制の整備に寄与するネットワークづくりに努める。

開催時期 : 令和7年1月頃

連携想定団体: 日野町社会福祉施設等連絡協議会
日野町子ども食堂・意見情報交換会
日野町商工会
日野町観光物産協会 等

・重層的支援体制整備事業の生活困窮者拠点の受託

日野町から依頼のある生活困窮者拠点を受託し、日野町に住まう生活困窮者支援の強化に努めます。

3. 居住支援対象者等への地域生活支援

・居住支援の継続と法人内事業所との連携

居住支援活動で支援する個々のケースを、法人内の養護老人ホームや障害福祉サービス事業所等と連携し、滋賀県内のセーフティーネット機能の強化に努めます。

・保護施設通所事業の開始

令和 6 年度 4 月から保護施設通所事業を開始します。

定員は、2 名とします。(令和6年4月の制度改正によって、2 名から事業実施可能)

・グループホームの新設準備

ひのたに園の退所後の生活の場やグループホームの体験の場として令和7年度の開設を目指し、事業所視察や法人内での調整等の準備を行います。

4. 職員の育成

- ・個別目標達成支援プログラムの活用
個別目標達成支援プログラムを活用し、職員個々の貢献・成長目標の達成に向けた支援を行います。
- ・ひのたにフォーラムの開催
主に正規職員を対象に、自身が担当する事業の実践報告(実践研究)の発表、もしくは利用者との関係をテーマとした作文の発表を行う。

5. 適正な収益の獲得

- ・稼働率目標 98%(入院者を除く 96%)※定員 90 人
- ・月 1 回程度、施設の空き状況などについて県内福祉事務所へ周知します。

7. 滋賀県立むれやま荘

事業計画作成の背景(課題意識)施設の位置づけ

○むれやま荘の役割は、ICF の理念のもとに医学的・社会的・職業的リハビリテーションを実施する通所・入所施設です。

○社会福祉法人グローが、改めて指定管理者として 2024～2028 年度の5年間運営することとなりました。

1. むれやま荘の役割と機能を周知する機会と共通認識の場の確保

職員が、利用者・家族・地域の思いへの寄り添い・求めていることや状況の把握をするための交流の場やむれやま荘の役割と機能、地域生活移行支援について知る機会を増やします。

- ・利用説明会
- ・情報交換会
- ・交流会

<目標値> 利用者向け 3回 ・ 家族向け 3回 ・ 地域向け 3回

2. 利用者の社会生活スキルの獲得が可能となる評価とプログラム内容の開発

全体カリキュラムに、利用者の生活上の課題から導き出された内容のグループワーク(利用者の主体的活動)・SST(ソーシャルスキルトレーニング)・ピア活動・社会活動・地域交流事業を段階的に取り入れていきます。

- ・個別ケースワークによるニーズの抽出を行います。
- ・職域交流チーム結成による試験プログラムを実施します。
- ・上記のプログラムの効果を測定するため、社会生活の自立度評価指標(SIM)を活用し、利用サービス毎に評価します。

<目標値> 10点以上の向上

3. 多職種で構成される職員間のコミュニケーション促進

職種ごとの業務と役割の理解を進める情報交換と、支援会議のあり方を改善します

- ・議題の事前共有
- ・全職員発言制
- ・小グループ会議
- ・オンライン会議の活用等

<目標値> 職員アンケートによる相互コミュニケーション評価 平均点 3.5点以上

4. 個別支援及びグループワーク支援を含めた生活支援の複雑で多様な業務遂行のサポート

ICT を活用して、基礎知識や役立つ情報を各部署から相互に発信し、非集合型のリアルタイムな学習スタイルを促進すると同時に業務の見える化を図ります。

- ・個別支援での迷いや困りごとなど、自由にいつでも書き込みできるチャット
- ・ミニ勉強会
- ・15分動画の作成と視聴
- ・新人教育マニュアル化
- ・自己研鑽の応援(傾聴・意思決定支援・ニーズの拾い上げ・寄り添い支援等)

<目標値> 職員のヒアリングによる ICT 活用評価 70%

5. 適正な収益の獲得

前年度の利用推移を考慮しつつ、ご本人・家族や地域支援者の利用ニーズの傾向を即座にキャッチし、居室環境との調整を図りながら最大のパフォーマンスを発揮していきます。

項目 (定員)	事業活動による収入額 (単位:千円)	利用率 (稼働率)
入所支援 (40名)	150,655	74.0%
機能訓練 (28名)	46,187	80.0%
生活訓練 (16名)	21,051	70.0%
就労移行支援 (10名)	6,021	20.0%
生活介護 (6名)	8,484	50.1%
短期入所 (空床利用)	1,576	240人

6. 設備環境の改善

- ・主管課との協議による大規模改修の実現
- ・利用者との対話による生活アメニティ環境の向上

<目標値> 各2項目以上

8. 滋賀県立信楽学園

信楽学園の事業計画概要

令和に入り、信楽学園に入園する児童数は年々減少傾向にある。この理由としては、全体の児童数の減少とともに滋賀県下における中学3年生で知的障害を主たる障害とする児童に関して、高等学校が積極的な受け入れと教育が充実してきていること、養護学校中学部の進路先の充実や高等養護学校が開校され、進路の幅が広がってきていることが考えられる。

上記のことが背景としてあり、信楽学園の利用者数は、年々減少傾向にあると考えてきたが、もう一つの要因としては、信楽学園の機能と役割について、中学校をはじめ保護者などに十分に「知らせる活動」を行ってこなかったため、認知度の低さによる利用者減が生じているという側面も検討しなくてはならない。

このことについては、県内中学校特別支援担当教諭に向けて、信楽学園についてどれくらい知ってもらっているのか、利用しにくい理由は何か、信楽学園の機能と役割を知っていただいた上で利用する対象児童は在籍するかなどについて、アンケートを実施した。

結果については、令和6年度3月から4月に中学校に報告予定であるが、信楽学園について丁寧に「知らせる活動」を行っていく必要性が明らかになっている。

令和6年度は、この「知らせる活動」を重視し、体験入園や相談に今まで以上に丁寧にを行う中で、利用者数を増やし、指定管理で運営している施設を必要な児童に活用していただけるように努めることで、県有財産としての信楽学園の価値を高めていくことにより、今後の信楽学園の運営や存続を考えていかなければならないと考えている。

併せて、発達障害もしくはその傾向にある児童が多く入園してきている傾向にある中で、職業支援のあり方や日中活動の内容について、児童に合わせた活動へ転換していくことが急務である。

さらに、原則として3年間の利用期間ではあるが、卒園後の社会的自立を目指すことにはまだ時間を要する場合については、その児童の状況に合わせた支援内容及び利用期間を検討できる幅をもって運営を行っていくこととする。

1. 信楽学園の機能と役割を伝えていく活動

<知らせる活動>

中学校特別支援学級の担任教諭、養護学校(中学部)進路担当の教諭、子ども家庭相談センター、市町子育て支援課などに信楽学園の機能と役割を知らせ、保護者や児童に情報提供してもらう機会をつくっていき、利用児童数の増加を目指す。

○中学校に行ったアンケート結果を返送するとともに、結果をふまえて新たに作成したパンフレットを持参し訪問して当施設について周知していく。

○児童及び保護者の体験入園を随時行う。

○利用相談の機会を増やしていく(体験入園説明会・リモートで相談など)。

○広報活動の機会を増やすとともに、「知らせる活動」拡充にかかる人員配置を行い、利用児童の確保につなげる。

2. 職業支援活動と生活支援活動の充実を図る

主として知的障害や発達障害のある児童およびその傾向にある児童に合わせた活動内容の変革と充実を図っていく。

また、アタッチメント形成が十分に築くことができず、生きづらさを抱える児童の支援についても、引き続き職員の資質向上も含めながら行っていく。

- 日中活動内容について、窯業だけでなく、利用している児童の障害状況に即したものを検討し、実施していく。具体的には、職業支援として、「窯業」「軽作業」「パソコン」等、より就労支援として必要な技量が学べる環境を整えていく。
- ジョブコーチの配置を生かし、職場体験実習先の拡充とより充実をめざす。
- 新たに開発した「強み発見シート」の活用を行い、児童自己理解を深めながら活動できる機会を増やし、自己肯定感が高められる活動を保証していく。ICTを導入し、視覚的な支援の充実も行っていく。
- 「Social Learning(SL)」活動を通じて、学園退所後の社会生活における社会的スキルが身につくように、座学や実地体験活動を行っていく。
- 「社会体験プロジェクト」活動を通じて、学園入所までの社会生活において、経験できていない事や体験を行い、卒園後の18歳(成人)としての自覚と経験を補っていく。
- 法人事務局地域共生部が令和6年度より実施する「障害児・者等の文化芸術による共生社会づくり研究事業」と連携し、「文化芸術活動プログラム」をこれまでの日中活動の工場作業、町内実習と並列させて位置づけ、児童の自己肯定感、自己効力感等を高め、児童の自己表現する力を伸ばしていくとともに、あわせて「スポーツ活動」も含めた文化活動を通じて、楽しく継続して取り組む経験をして感性豊かに育つこと、心身が安定して過ごしていくことができる情緒と体力を養い、卒園後の自分の余暇を考える機会を提供していく。

3. 地域移行支援およびアフターフォロー支援の充実を図る

卒園後、地域で生活していく支援について(地域移行支援)、移行支援計画書を作成し、本人の意向を確認しながら就労や日中活動、あるいは生活拠点などについて支援を行う。

また卒園後、就労や生活等社会生活において、地域で安定して過ごすことができるように、関係機関と連携しフォローアップ体制を構築していく。

- 卒園後の成人期に向けた活動を行い、卒園後の地域社会生活への移行支援について強化を図っていく。
- 入園前ケース会議から始まり、入園期間中から定期的に関係機関と連絡調整を行っていく。必要に応じて、相談や助言をもらいながら、保護者や関係機関とともに児童の意向に沿って支援していく。
- 卒園前の「地域移行ケース会議」において、各地域の関係機関との連携をはかり、卒園後の支援体制について決定していく。

4. 職業支援活動・生活支援活動・地域移行支援活動等にかかる職員の資質向上を図る

職業支援活動・生活支援活動・地域移行支援活動等について、より専門性を高めるためのとりくみを進めていく。

- 内部研修と外部研修の充実

内部研修については、月1回の職員研修を活用し、外部講師を招いたりしながら、必要な知識と技量が構築できるように実施していく。

外部研修については、「滋賀県発達障害支援ケアマネジャー研修」を受講し、発達障害についての理解を深め、支援に生かせる知識と技量を学ぶ機会をつくっていく。令和5年度については、1名この研修を受講し、ベーシックコースおよびアドバンスコースを受講している（ベーシックコースについては、修了。アドバンスコースについては、修了見込み）

5. 施設設備の維持管理に努める

- 施設設備の主点検や営繕に努め、環境整備を定期的に行っていく。また、老朽化し、危険リスクがある設備については、必要がある場合は県と協議をすすめていく。

6. 利用児童数の増加を目指し、運営及び経営の安定を図る

- 経費削減を意識しながら、安定した経営と効率的な運営に努めていく。
- 在宅では一時的に生活が困難な児童に関して、短期入所や一時保護委託での利用を受け入れ、このことを通じて信楽学園の機能について理解していただく機会ともする。
- 高等学校や高等養護学校を中途退学した生徒について（信楽学園対象児童）、関係機関や保護者を通じて利用案内や体験を行い、保護者と本人の希望があれば、その都度利用開始にむけて尽力することとする。

7. 利用児童の保護者と積極的に関係を深め、相談援助や養育について支援体制が構築できるようにすすめていく

- 定期的な家庭訪問や面談を設定していく。
- 保護者会や行事の活性化を図り、保護者と職員の関係性を深めながら、児童の支援や養育について意見交換ができる場を設けていく。

8. 短期入所事業をおこなう

- 主たる対象は障害児として、空所を利用して可能な限り短期入所の受け入れを行っていく。

9. 信楽町内の地域との連携を一層強化していく

- 地域との防災訓練などを定期的に行い、地域との協働関係を構築していく。
- ボランティア等を受け入れ、地域住民の方の力も生かし、支援の充実を図る。

10. グループホームむげんの運営についての検討をすすめる

- 利用者1名について、利用者にあった生活拠点を検討する中で、他のグループホームへ移行することとなり、令和6年1月に利用終了となっている。

現在利用中の利用者の方については、引き続き丁寧な支援と自立生活に向けた方向性について、利用者の意向を確認しながら関係機関も含め支援を継続していく。また、現在の生活環境については、環境確認を行いながら、安全で住みやすい環境を整えていくことができるように検討していく。

9. 東近江障害施設群

東近江障害施設群中期計画の目的(目指す事柄)

東近江障害施設群の事業所を利用する人と、東近江障害施設群で働く職員のほか、東近江障害施設群に関わるすべての人のウェルビーイング(※)を追求します。

※肉体的にも、精神的にも、社会的にも、すべてが満たされた状態にあること

ゴール(中期計画の目的を達成するため、近づくための目印)①

説明できる(根拠のある)支援をします。

ゴールしたといえる、あるべき姿・なりたい状況	あるべき姿・なりたい状況になるための活動
<p>【びわ湖ワークス】 利用者一人ひとりについて、より詳細なアセスメントを取り、それをまとめることで、ご本人に合った支援、統一した支援を提供し、安心・安定して利用できる事業所になる。 また、ご家族、関係機関にも共有し、ご本人のことを知る一助としてもらう。</p> <p>(評価方法と指標) マイナビノートにより、よりご本人に合った支援ができるようになったと答える生活支援員が80%以上になる。(年度末)</p>	<p>マイナビノート(※)を作成するために、独自のアセスメント項目を検討し、決定後それに沿ってアセスメントを取る。毎週月曜のミーティング時に、数名分ずつ内容を精査し、ご本人とも確認を取りながら、完成させる。「保護者面談」、計画相談モニタリング時等に、ご家族の方や関係機関の方にも内容を説明しお渡しする。</p> <p>※自分の特徴や強み、希望するサポートなどについて支援者と一緒に整理し、関係者などにわかりやすく伝えるためのツール。びわ湖ワークスによる造語</p>
<p>【びわ湖ワークス】 より多くの方にびわ湖ワークスを知ってもらい、利用につなげる。</p> <p>(評価方法と指標) 新規利用者が2名増える。</p>	<p>説明・体験会を実施し、多くの方にびわ湖ワークスを知ってもらう機会を作る。就労アセスメントや体験実習に来られた方には、できるだけ実習担当者がついて、丁寧に説明、支援を行う。養護学校の教員等に話を聞いたり、他事業所の見学等を行うことで、ニーズを把握すると同時に事業所のセールスポイントを見つけていく。</p>

<p>【能登川作業所(生活介護)】 支援の質の向上を図る。</p> <p>(評価方法と指標) 全職員が、ディスカッションのまとめと実践の 主担当に挑戦する。</p>	<p>サポーターズカレッジ(オンライン研修講座) の中から、受講したい講義を全職員が 1 コ マずつ選ぶ。</p> <p>選ばれた講義を全職員で視聴し、支援場面 での活用についてディスカッションする。 その中から実践することを決めて実践し、 通常の振り返りの時間を用いて振り返る (振り返りの時期は、ディスカッション内で 決定する)。</p>
<p>【マイルド五個荘】 強度行動障害のある利用者が、一日の活動の 見通しを持つことで、安心して過ごせるよう になる。</p> <p>(評価方法と指標) 年度当初に比べ、3 人の利用者の活動内容や 支援ツールの評価と見直しが適宜され、支援手 順書に反映されるようになったと答える職員 が65%以上になる。</p>	<p>食堂スペースを構造化し、活動スペースを わかりやすくするとともに、本人に合ったス ケジュールと活動内容を提供する。</p> <p>3人の利用者について、一日の活動内容や 支援ツールの評価と見直しをサイクル化し、 支援手順書を随時改定する。</p>
<p>【じよいなす】 全利用児童について、自立課題のアセスメント を取り、支援者間で共有することで、よりよい 支援につなげることができる。</p> <p>(評価方法と指標) アセスメント結果に基づいた自立課題内容に 整理、更新できるようになっていると答える職 員が80%以上になる。(年度末)</p>	<p>自立課題アセスメント表を作成し、全利用児 童のアセスメントを取り、それぞれに合った 自立課題を提供する(または次の段階に移 行する)。</p> <p>個別支援計画のモニタリング時期に併せて アセスメントを再確認する。</p> <p>アセスメント結果に基づいて、事業所内の自 立課題を整理、更新する。</p>
<p>【ホーム支援室】 個別支援計画を世話人、支援員と共有するこ とで、利用者の支援の質が高まる。</p> <p>(評価方法と指標) 全入居者について、共有のための一連の取り</p>	<p>個別支援計画の「具体的な達成目標及び、 支援計画等」のうち、一人につき一つを「重 点的に取り組む目標及び、計画」として決 め、個別支援計画に記載する。</p> <p>「重点的に取り組む目標及び、計画」を、各</p>

<p>組みができ、「個別支援計画に基づいて支援していることを知っている」と答える世話人、支援者が80%以上になる。(年度末)</p>	<p>ホームの支援者会議で共有したうえで支援を行い、6か月後の支援者会議で振り返る。その内容を中間評価(モニタリング)に記載し、支援計画検討会議で確認し、次期の個別支援計画に反映させる。</p>
<p>【ホーム支援室】 地震、台風、水害など様々な自然災害があったときに、備蓄品の種類、数、置き場所を把握してありすぐに提供できる。 自然災害時に職員がどう行動すればよいのかを知っており、すぐに行動できる。 (評価方法と指標) 自然災害発生時の行動を知っていると答える世話人、支援者が80%以上になる。(年度末)</p>	<p>BCP(事業継続計画)を全職員で共有するとともに、いつでも確認できるよう各ホームに配置する。</p>
<p>【グロー東近江相談支援事業所】 利用者に寄り添って話を聞くことでニーズを把握するとともに、丁寧な情報提供、相談支援をすることで、利用者に信頼される相談支援事業所になる。 (評価方法と指標) アンケートを実施し、当事業所の支援に満足していると答える利用者が60%以上になる。(年度末)</p>	<p>新規利用者の丁寧なアセスメント及び継続利用者のモニタリングを確実に実施する。モニタリング等定期的な面談の他、必要に応じて面談又は電話対応を行う。 また、利用者のニーズに合わせ、必要な情報をわかりやすく提供する。</p>

ゴール(中期計画の目的を達成するため、近づくための目印)②

働くことも、生きることも大事にします。

ゴールしたといえる、あるべき姿・なりたい状況	あるべき姿・なりたい状況になるための活動
<p>【ジョブカレ】 一定の役割を終えたことから令和7年3月末で閉所することとし、すべての利用者が、卒業後希望に沿った進路に進めるよう、見学や体験を通して、具体的に進路をイメージできるようになる。</p>	<p>1~2週間に1度、個別に面談を行い、卒業後の日中活動、生活の場について本人の希望を聞き取りながら方向性を検討していく。</p>

<p>(評価方法と指標) 見学や体験後の振り返りで、「進路を決定するために役に立った」と答える人が 50%以上いる。</p>	<p>日中活動については、就労継続B型、A型、企業等の見学、体験を実施する。 生活については、アパート探し体験、GH見学等を行う。 実施は、全体で行うだけでなく、個別にも行い、より具体的にイメージが持てるようにする。</p>
<p>【能登川作業所(生活介護)】 利用者が運動する機会が増える。</p> <p>(評価方法と指標) 利用者の全員がいずれかの活動に参加する</p>	<p>動画共有サイト等を活用したピラティスやカラオケの実施の他、能登川アリーナ等での運動を年に4回以上行う。</p>
<p>【マイルド五個荘】 自分の素直な気持ちが伝えられ、ありのままの姿を自由に表現できる事業所になる。</p> <p>(評価方法と指標) ① 「わくわくフライデー」やクラブ活動の参加者が80%以上いる。(年度末) ② 「わくわくフライデー」やクラブ活動の参加者アンケートに80%以上が「良かった」と回答する。(年度末)</p>	<p>「わくわくフライデー」の継続実施に加え、新たにクラブ活動を実施する。</p>
<p>【じょいなす】 災害時、全利用児童を適切に避難誘導できる。</p> <p>(評価方法と指標) 全職員が、全利用児童の避難経路と誘導方法を把握していると答える。(年度末)</p>	<p>月に一度、曜日を替えて避難訓練をし、全利用児童について、それぞれに合わせた避難経路と誘導方法を確認する。</p>
<p>【ホーム支援室】 継続的かつ適切な支援体制とするため、ホームたいこうじを閉所するとともに、入居者全員が本人の意思決定に基づいて次の住まいの場に移行することができる。</p>	<p>個別にケース会議を設け、次の住まいの場について本人に伝わる方法で提案し、本人の意向を確認する。</p>

<p>(評価方法と指標) 3名の入居者全員が、令和6年6月末の閉所までに次の住まいの場に移行することができる。</p>	<p>体験等を通して、現在の生活スタイルを次の生活の場に引き継ぐ。 提案から移行までの過程の記録を取る。</p>
<p>【ホーム支援室・グロー東近江相談支援事業所】 記録のみにかかる時間を無くし(または減らし)、その分の時間を使って、利用者支援を充実させる。 また、事務所外でも記録を確認することで、あやふやな記憶によらず根拠をもって利用者支援を行うことができる。</p> <p>(評価方法と指標) 記録システム導入後に取り組めた利用者支援の充実内容がリスト化される。</p>	<p>記録データベースシステムを導入し、タブレット端末を準備し、事務所以外の場所(各ホーム、病院、会議室など)でアクセスできる仕組みを作る。 会議、面談、受診同行の記録をその場で作成することで、後日記録のみにかかる時間を無くす(減らす)。</p>

ゴール(中期計画の目的を達成するため、近づくための目印)③

今までのいいことと、これからのいいことで移転後の未来を描き、形にします。

ゴールしたといえる、あるべき姿・なりたい状況	あるべき姿・なりたい状況になるための活動
<p>【能登川作業所(就労継続B型)】 全職員が受注作業の仕上がりレベルを共通理解し、作業の進捗状況と納品までの見通しを把握しながら作業支援にあたることができる。</p> <p>(評価方法と指標) 毎日ミーティングをした事で以前(ミーティング実施前)より十分理解して作業支援ができるようになったと答える職員が75%以上になる。</p>	<p>毎タミーティングを行い、その日の振り返りと翌作業日の実施内容及び役割分担を申し合わせる。 ミーティング内容の記録を、欠席者は翌勤務日に確認する。 作業手順書を細かいポイントまで記載したものに改定する。</p>
<p>【グロー東近江相談支援事業所】 3障害(身体障害・知的障害・精神障害)の対応ができる相談支援事業所になる。</p> <p>(評価方法と指標) 年度末までに上記の見通しが立つようになる。</p>	<p>相談支援員が各種研修を受け、スキルアップを図る。 また、法人事務局と適宜今後の運営等について協議を行う。</p>

10. オープンスペースれがーと

令和5年度、私たちが本当に届けたいサービスとは何かについて、協議・検討を進めた。結果、サービスセンターれがーと(居宅介護・行動援護・重度訪問介護)の事業を一旦休止するに至った。制度のない時代から始めてきた事業が約30年経過する中、需要側の意識変化や供給側のマンパワー不足・収支状況の変化など、様々なことが浮き彫りになった結果である。

今年度、ひとつの事業を手放すことでエリア様相は少しの変化が生まれるが、事業内容は停滞させることなく、制度対応を基本にもう一度足下を固めながら、職員の持てる力が思う存分発揮できるよう取り組む。

1. 地域ニーズから世代ニーズへ(時代に向き合う取組)～矜持と実践～

・世代ニーズに応えるサービス創出について考える

エリアが積み上げた実績の長所短所について、客観的な検証を重ねることを続け、時代が「求める・期待される」福祉事業とは何か、職員が「できること・やりたいこと」とは何か、ふたつがオーバーラップする形を考える。

(報酬や事業の枠組みを超えた → 社会福祉のあるべき姿・福祉の価値を探求)

(制度や決まりを遵守したうえで → 指針や規程・時代の方向性や考えに向き合う)

2. 『令和 無財の七施』構想(つどいの広場的取組)～創出と発信～

・私たちが思い描く「集える場所」づくり

新しいサービス創造のための取り組みとして再度位置づける(発想の芽吹Ver2)

・「つどえる場/Shaine食堂(月1回の取組) → 序章から本論へ

・エリア外パワーの活用 → 敷地建物の解放・外部エネルギーの発掘

・障害事業、高齢事業、専門性等に拘らない・頼らない → 柔軟な姿勢

・新しい「オープンスペース」の創出 → 対象者を限定しない形

3. Across the legato(横断する取組)～思考・議論・実践～

・実効性のある会議・委員会構成への転換(スクラップ&ビルドの考え方)

エリア連絡会議・サービス向上委員会を発展した形にリニューアル

→ 取組要素～(仮称)事業運営管理・サービス管理・特命プロジェクト・地域連携・年間スケジュールの進捗を総合的に管理する視点

→ 勤務時間の有効活用

(例)研修のガルーンの活用・定曜定時開催の試行
研修後の10分間会議による感想共有 など

・誰もが有用の存在と認め合える職員集団

職員夫々のライフステージへの配慮 → この職場の一員であることの安心感を

個別目標達成支援プログラムの再開 → 実務力・技術力・人間力アップを支援

・経年劣化に伴う修理修繕計画

設備や器具機材等の耐用年数再確認→修繕計画の策定(給食設備・空調設備)

4. 今年度の必須事項（事業再編～時代が求める枠組みへの対応）

1. 相談支援事業の今後を見据えた取り組み（相談事業の再編に向けた準備）

- ・増え続ける計画相談業務と一般相談との合理的な分離 ～必要な相談
- ・相談ケースの終了（終結）段階の取り決め ～相談員の疲弊防止
- ・相談業務の管理体制・進捗管理の一新とシステム化 ～ソフトウェア（福祉見聞録）の導入・活用

2. 各種法令への対応

～法定配置者の役割再確認・更新・変更等を含めた年間スケジュール総合管理

★《キーワードは適正な事業運営管理》

- ・今年度の報酬改定内容に合わせ、運営規程や重要事項説明書等の再精査
- ・意思決定支援事項の取り決めと運用に対するスキル形成（学習会の設定）
- ・管理者、サービス管理責任者、生活相談員の特有業務（必須業務）
（サ担会議・個別支援会議等への本人同席の原則など、必須とされた規定事項の徹底等）

★《キーワードは災害と地域連携》（地域連携）

防火管理者	・防災計画・消防計画更新作業／年1回の避難訓練
対策本部・総務	・事業継続計画（BCP）の策定と更新：自然災害BCP策定／感染症BCP更新～研修と想定訓練・各1回必須
※ 湖南省福祉避難所協定の再確認・見直し検討・協議（湖南省危機管理課）	
※ 水戸まちづくり協議会との連携・合同訓練の実施	

★《キーワードは安全と衛生》（事業運営管理）（サービス管理）

安全運転管理者	・車両運行管理の徹底：アルコールチェックの意識向上・車両運行計画と記録簿管理（必須）法定研修の受講（安全運転管理者講習受講）
衛生管理者	・健康管理の意識向上：産業医検診隔月開催／衛生委員会の開催と記録（必須）健康診断結果の定期報告（東近江労働基準監督署）
給食委員会	・給食提供の管理と把握：毎月の委員会開催・報告、満足度調査の実施、食中毒注意報（警報）の周知
管理責任者 ※法人（総合施設長）	・建築物安全管理： 特定建築物定期検査の実施と報告（甲賀土木事務所）
管理者 サービス管理責任者 生活相談員	・運営規程に掲げる必須研修の確実な開催とリスク管理（ハラスメント対策含む）：虐待防止（身体拘束適正化）委員会～サービス管理責任者・生活相談員、感染症対策委員会～（委員長選出） ・人材育成の継続（企画と実行）：（例）障害特性研修、認知症研修、倫理マナー研修、アート&リズム・スポーツ研修等

★《キーワードは会議と更新準備》（地域連携）（特命プロジェクト）

総合施設長・管理者	・運営協議会の開催（一括開催～各協議会の統合を視野に） エリア運営協議会、デイサービスセンターらく運営協議会実施 ・GH地域連携推進会議の設置に向けた準備 （令和7年度設置必須に向けて）
総合施設長・総務	・苦情解決第三者委員の任期更新： 適任者の選抜、依頼と委嘱（9月末）
管理者・総務	・障害福祉サービス事業指定更新 （れがーとケアホーム・サービスセンターれがーと）

3. 支援現場に特化したIOT・ICTの運用 ～共有のスピード感・ルール策定

- ・ソフトウェア（ケアコラボ）の運用 ～ルールの策定から稼働へ
- ・『Across the legato（横断する取組）』の活用ツールとして

11. 滋賀県発達障害者支援センター

基本方針

- 滋賀県発達障害者支援センターは、支援者支援、人材育成等の三次支援機関としての機能強化を実施する。
- 現状の一般的な相談については縮小方向で身近な地域相談支援機関(一次支援機関等)への引継ぎを積極的に行なっていく。
- 事業の安定的な実施のために、職員の育成と安心安全な職場環境の確保に取り組む。

1. 発達障害児者・家族に対する相談支援・事業所支援

- ・ 個別相談については、基本的に一次機関である市町を案内する。ただし、市町が受けることのできないケースについては、市町へ連絡し、関係機関と連携しながら支援を行う。
- ・ 県センターが一次機能の役割を果たしているケースについては、支援事業所(地域支援マネージャーが在籍)が担う二次機関や市町に繋ぐなど、ケースの引き継ぎに向けた情報共有を図る。

(1) 相談支援の実施

何らかの理由で市町にて相談できない県民に対しての発達相談・就労相談を実施する。

(2) 発達障害者(児)支援にかかるコンサルテーション事業(専門家派遣事業)

- ① 教育機関や障害福祉サービス事業所、相談支援機関、行政、企業等に訪問し、発達障害の特性理解やアセスメント、対応の工夫や支援方法のアイデアについて検討する。
【目標値 事業所等 25か所】
- ② 強度行動障害のある人を受け入れている事業所が、適切な支援を行うため、必要に応じて専門家を派遣する。
- ③ 外部の有識者等による専門家チームを結成し、必要に応じて専門家を事業所・大学等に派遣し、個別の対応や、事業所等の体制づくりに対して、助言等を行う。

(3) 地域支援事業

地域で開催される各種協議会等に参加し、発達障害の啓発・助言等を行う。

- ① 発達障害者支援センター連絡協議会等の開催 【目標値 年 1 回】
- ② 障害者総合福祉法第 89 条の自立支援協議会等への参加 【目標値 20会議参加】
- ③ 他の協議会(滋賀県特別支援教育支援委員会・発達障害者雇用支援連絡協議会等)等への参加 【目標値 20会議参加】

2. 研修事業

(1) 発達障害者支援ケアマネージャー養成研修事業

県内の支援者に対する専門研修を実施し、発達障害者支援を専門的に実施することができる人材を養成することにより、福祉圏域における発達障害に関する相談支援の充実をはかる。

昨年度から引き続き、ベーシックコース・アドバンスコースに分けて実施し、ベーシックコース修了者については、県センターより修了証を発行し、両研修を修了した方に対して、県より修了証の発行をする。

(2) 県民講座および支援者講座

県民講座は、自閉症啓発デー(4月2日)に開催し、講座終了後に彦根城ライトアップに足を運んでもらえるよう、県障害福祉課等と連携する。

支援者講座については、ケアマネージャー養成研修プログラムの一部を支援者全般に公開し、発達障害者支援の普及啓発を行う。

3. 家族支援普及事業

(1) パARENTメンター養成・フォローアップ研修

パARENTメンターの養成とフォローアップ研修を実施する。また、パARENTメンターと市町の担当者との情報交換会の開催(年1回)。

(2) パARENTトレーニングの市町への普及を図る

国のモデル事業を受託(3年目)し、パARENTトレーニングの普及をはかるため、市町担当者に対し、パARENTトレーニングファシリテーター養成研修・ニーズ別研修・フォローアップ研修を開催する(各年1回)。

モデル事業最終年度のまとめを行い、これまでの成果を国に提出する。

4. 職員の育成

(1) 個別目標に基づく面談を実施(年2回)

個別目標を職員個々が設定し、目標の達成に向けての面談を実施する。

(2) メンタルヘルスの向上と職員の時間管理の意識を高める

燃え尽きを防ぐ、迷いや悩みのシェアリングタイムの実施。

5. 発達障害者支援センター業務の内容・県施策に関する協議

各事業の評価と今後の方向性について県主管課と共有・協議の場を設ける。

発達障害者支援にかかる相談・支援状況等のデータを分析し、発達障害者支援施策の課題整理を行なう。

12. 滋賀県地域生活定着支援センター

1. 基本方針

- ・刑事上の手続き又は保護処分による身体の拘束が解かれた後、高齢よること又は障害を有することにより自立した生活を営むことが困難と認められる人に対して、地域生活定着のための伴走的な支援に取り組みます。
- ・支援に際しては、支援対象者の主体性を尊重し心身の状況に配慮した意思決定支援を行います。
- ・支援対象者にとって適切な居場所が継続的に確保されるよう、常に地域の福祉関係機関や必要な社会資源との連携を図ります。
- ・これらの活動を安定的・効果的に実施するための事業運営と人材の育成、安心安全な職場環境の確保に取り組みます。

2. 事業内容

(1) 相談支援等業務(矯正施設退所予定者の帰住地等調整支援)

①コーディネート業務

- ・他都道府県地域生活定着支援センターからの支援業務協力依頼を受けて、高齢または障害により選定された「特別調整」対象者について、矯正施設内での面接を行い立案した「福祉サービス等調整支援計画」に基づき、退所となるまでの期間において、帰住先および必要な福祉サービスや社会的支援等の調整を行う。
- ・また、帰住先のある「一般調整」対象者については、大津保護観察所の協力依頼を受けて、退所となるまでの期間において、必要な福祉サービスや社会的支援等の調整を行う。

②フォローアップ業務

- ・滋賀県内に帰住した「特別調整及び一般調整」対象者が、必要な福祉サービスや社会的支援等を適切に受け、地域で安定して生活できるように、本人又はその関係者への側面的支援を行う。

③相談支援業務

- ・フォローアップ対象者を除く矯正施設退所者のうち、障害又は高齢により福祉サービスや社会的支援等を必要とする本人又はその関係者からの相談に応じて必要な支援を行う。

④被疑者等支援業務

- ・刑事司法手続きの入口段階にある被疑者・被告人等で高齢又は障害により自立した生活を営むことが困難な者に対して、釈放後直ちに福祉サービス等を利用できるように支援を行う。

(2) 地域ネットワーク強化業務

①地域福祉支援検討会

(ア)司法福祉アセスメント委員会

- ・触法となった背景要因を明らかにし、必要な支援と配慮を検討する委員会を実施する。構成は精神科医・精神保健福祉士・主任介護支援専門員・社会福祉士・相談支援専門員・知的障害判定員・矯正心理技官・有識者・地域の支援関係者及び福祉行政等。
- ・3回／年実施予定。加えて必要に応じて実施。

②福祉事業者巡回開拓

(ア)ネットワーク部会

- ・県内の様々な社会的支援に携わる人たちの自由な情報交換、登録事業所や自立支援協議会等への関連研修情報や事例検討会等の企画・発信を行う。
- ・福祉事業者や企業へ3か所以上訪問する。
- ・地域自立支援協議会7か所以上において情報提供・事例検討会を実施する。
- ・各市町の重層的支援体制整備事業担当部署へ6か所以上訪問する。

(イ)地域住民等の理解を進める啓発活動

- ・地域住民等の理解をすすめる啓発活動を実施する。
- ・保護司、民生委員等に対する事業啓発を3か所以上で実施する。

③地域福祉研修の実施

(ア)個別プログラム支援部会

- i. 依存症ネットワーク会議への参画
 - ・年2回以上、会議へ参画し定着センターによる支援ノウハウの共有を行う。
- ii. 性的課題を持つ人の為の keep&safe プログラムを実施と普及
 - ・令和4年度から開始した全38回プログラムを完遂する。

④広域業務

(ア)被疑者等支援連携会議

- ・検察・保護観察所・少年鑑別所等と連携し刑事手続きの段階で福祉ニーズをスクリーニングし、情報共有と協議を行う。12回／年実施。

(イ)コーディネート連携会議

- ・保護観察所が主催する矯正施設からの退所者支援に関する情報共有と協議を行う会

議に参画する。構成は保護観察所・刑務所・拘置所・更生保護施設・矯正管区等。2回／年参画。

(ウ)事業推進委員会

・地域生活定着促進事業をサポートする様々な機関・団体に対し、当センターの事業実施状況を共有し客観的な評価を受ける。また各機関による意見交換及び情報交換を行う。構成は、医療・住居・児童・救護・障害・高齢・矯正・更生保護等の機関団体。2回／年以上実施。

(エ)入口部会

・市町の再犯防止推進担当課等を中心としたエリアの支援を考えるため、県健康福祉政策課が主催する会議に参画する。構成は各市町行政の再犯防止推進担当課。
・2回／年以上参画する。

(オ)全国地域生活定着支援センター事業への協力

・近畿ブロック長として、近畿ブロックセンター長会議・近畿ブロック研修の企画・実施等を担当する。

(3)支援の質の向上及び人材育成等

①事業所内ミーディングの実施

・相談支援等業務を実施するにあたり、事業所内ミーディングを定期的実施し、支援対象者の情報共有、支援検討、スーパーバイズ等を実施する。毎週1回実施。

②研修の受講

・全国地域生活定着支援センター協議会が実施する実務者研修について、各相談支援員の経験年数に応じたプログラムを受講する。
・上記研修に加え、1つ以上のソーシャルワーク実践に関わる研修を各相談支援員が受講する。

13. 滋賀県高次脳機能障害支援センター

A 中期計画(令和5年度～7年度)

1. 医療・社会への啓発:当事者・家族が安心して暮らすために、高次脳機能障害に気づくことができる社会資源を増やす

中期計画で設定している内容	2年目(令和6年度)	3年目(令和7年度)
①支援ガイドブックに掲載できた医療機関との連携強化	医療関係機関間の連絡協議会立ち上げ準備	医療関係機関間の連絡協議会の開催(全圏対象)
②支援ガイドブックの活用を促す	ガイドブックデータの使い方についての啓発活動とデータの更新	ガイドブックデータの活用結果の評価と見直し
③滋賀県立むれやま荘等の社会資源と協力して、当事者や家族の活動を広げる	むれやま荘とのコラボ事業への参加・体験者を増やす。	実施事業所が増えるように、事業実施の評価を行う。

2. 圏域の人材育成:高次脳機能障害の多様な症状に対応できる人材を育成する

中期計画で設定している内容	2年目(令和6年度)	3年目(令和7年度)
①専門研修(初任者・フォローアップ)の実施	基礎・実践研修の実施	高次脳機能障害専門相談支援員との意見交換会開催

3. 社会的行動障害の支援維持のための仕組みづくり: 三次機能として地域支援のバックアップ機能を充実する

中期計画で設定している内容	2年目(令和6年度)	3年目(令和7年度)
①専門相談支援員への情報提供サイトの運営	チームコミュニケーションツールの活用と運営	チームコミュニケーションツールの評価・見直し
②専門チームのアウトリーチを積極的に活用する	専門チームアウトリーチに関する政策提案	圏域ごとの専門チームアウトリーチの展開
③職員の地域への繋ぎプロセスとスキルを整理し強化する	地域との協働連携ケースの量質分析(センター機能の明確化)	支援者支援ケースの量質分析(センタースキルの明確化)

B センター運営事業

(1)基本方針

当センターは県域全体を対象とする三次の相談機関として、各市町及び圏域の団体や行政、滋賀県医療福祉相談モール構成団体と連携し、今日求められる相談支援ニーズに応じていくとともに、当センターの事業を通して見える課題や支援のあり方について整理する意識を常に持ち、機会を捉えて発信することを使命とする。

(2)事業内容

① 相談支援事業

高次脳機能障害者(児)等や家族、または行政や支援者等からの相談に対し、必要な調整を図り、関係機関と連携して対応する。

② 支援専門チーム事業

(ア)高次脳機能障害支援センター及び地域支援における困難事例にかかる事例検討を実施する。

(イ)地域支援における個別支援会議への参画及び助言を行う。

(ウ)地域支援の現場における助言及び指導(アウトリーチ活動)を行う。

(エ)(ア)から(ウ)を通じ、高次脳機能障害者(児)の相談支援体制にかかる課題の整理及び検討を行う。

③ 普及啓発事業

(ア)県内の市町や地域の相談事業所、福祉サービス事業所等各関係機関、地域住民に対し、高次脳機能障害への理解を深めることを目的に研修会を開催するとともに、講師の派遣等を行う。

(イ)高次脳機能障害支援者養成研修(基礎・実践)を実施しより、身近な地域で専門的な支援を実施することができる人材を養成する。高次脳機能障害支援体制加算が新設されたことで要件に上記研修が入っており、今年度は基礎研修1回、実践研修2回を実施する。

④家族会との連携

(ア)家族会の活動への協力を行う。

(イ)滋賀県高次脳機能障害リハビリテーション講習会に実行委員として参画する。

⑤ SST事業

高次脳機能障害者に対して就労とその継続に向けたコミュニケーションスキルの向上の促進を目指し、より効果的な人との関わり行動を身につけることができるプログラムを実施する。

⑥ その他

(ア)全国高次脳機能障害連絡協議会への参加

(イ)近畿ブロック連絡協議会への参加 今年度は担当県

(ウ)その他、高次脳機能障害支援に関する必要な活動

C 圏域ネットワーク事業

(1)基本方針

圏域内の医療(リハ含む)・介護・保健・福祉・労働等の関係機関の参画により、圏域の課題整理や解決に向けた方策の検討を行うネットワーク会議や高次脳機能障害者の支援に向けた人材の支援に向けた人材育成や啓発を目的とした研修会、支援の向上のための事例検討会等を実施し、支援体制の整備を図る。

(2)事業内容

- ①連絡調整会議(ネットワーク会議・研修会・事例検討会)の開催
甲賀、大津、湖東、湖西圏域については、圏域の幹事機関のバックアップ機関として機能し、その他の圏域についてはセンターが主体となってネットワークの構築を図る。
- ②広域調整活動
圏域間の広域調整を行うとともに、各圏域における連絡調整会議等のネットワークづくりを支援する。